

環境省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律
施行規則の一部を改正する省令案に対する意見の募集の結果について

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）での公表

(2) 資料の入手方法

窓口配布、インターネットによる上記ページの閲覧、郵送

(3) 意見提出期間

令和元年 10 月 17 日（木）～令和元年 11 月 15 日（金） 30 日間

(4) 意見提出方法

電子メール、FAX、郵送

(5) 意見提出先

環境省大臣官房総務課環境情報室

2. 意見募集の結果

意見提出者数：6 名

3. 寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方

番号	意見の概要	意見に対する考え方
1	1. 社会構造が古いために新しく改革し 向上による概略案 2. 教育内容の改正による具体案 3. 女性社会進出での改正による具体案 4. 外国人高度人材での導入で社会水準 の向上による具体案 5. ガバナンス構造の改正による具体案 6. 生活水準での基準による詳細案 7. 官公庁が考案した無駄な政策の廃止 による詳細案	いただいた御意見は今回の意見公募 の対象ではございませんが、今後の参考 といたします。
2	省令案は、「申請等について、対面により本人確認をするべき事情がある場	新法第 6 条第 6 項に規定する申請等 のうち電子情報処理組織を使用する方

	合、原本を確認する必要がある場合その他のオンラインで申請等を行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合（部分的にオンラインで行うことができない場合）について定めている。 省令案は、情報通信技術の便益を享受できる社会が実現されるように情報通信技術を活用した行政を推進しようという『情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律』の立法趣旨に反している。 省令案は、国民の目に触れないまま従来の申請等形式を認めるため透明性が欠如し、また、安易に認めることで従来の申請等形式がそのまま固定化してしまう懸念がある。 従来の申請形式を残す際には、事前に広く国民の声を求めるパブリックコメントの実施を命令案に明記するように求める。 上述パブリックコメントを実施する際に、認めようとする申請等の一つひとつについて「従来の申請形式を残す理由」を詳細に国民に提供すべきである。	法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合については、新法の規定における例示に沿って、申請者等の属性等から特に対面での追加的な確認が必要である場合や、膨大な図面などをスキャンしてデータで申請させることでかえって利用者の利便性を損なう場合など、手続の趣旨・目的から見て真にオンライン化になじまないと行政機関等が認める場合に限定することとしており、新法の趣旨に合致するものと考えております。 デジタル手続法や、同法に基づく情報システム整備計画を含む新たなデジタル・ガバメント実行計画に基づき、行政手続のオンライン化原則が可能な限り実現されるよう、御意見については、今後の検討を行う上で、参考とさせていただきます。
3	1. 本施行規則改正案に基づき、行政機関等が部分的にオンライン化できない場合として認めるものについて、具体的な基準を定めるガイドライン等を、民間有識者並びに影響を受ける民間企業及び地方自治体の参画の下に策定し、パブリックコメントに付すこと。	御意見については、デジタル手続法や、同法に基づく情報システム整備計画を含む新たなデジタル・ガバメント実行計画に基づき、行政サービスのデジタル化や法令に基づく民間手続のデジタル化を今後推進する上で、参考とさせていただきます。

	2. 実際に部分的にオンライン化ができないとされた手続を、所管部局及び類似手続ごとに比較可能な一覧で公表すること。 3. ガイドライン等の改訂や部分的にオンライン化できない手続の定期的な見直しについては、民間企業や国の出先機関・地方自治体など、当該手続に関連する実務に詳しい者と議論を尽くすこと。 4. 当該見直しに当たり、行政機関内におけるフォローアップ調査や新たな棚卸作業が、単なるペーパーワークとなったり、各省庁職員の過重な負担となったりしないよう、Excel ファイル等による調査・公表ではなく、各省庁職員の担当者が直接 Web 上で入力すれば進捗率が更新されるようなシステムを用いたりデザインの専門家に公表資料作成を委託したりするなど、効率的に管理作業を行い、各省庁職員がオンライン化の実現に向けた本来業務に注力できるような体制を構築すること。 5. オンラインで完結しない行政手続の中には、民間企業にとって影響の大きなものがある。それらの特定の手続については、具体的なオンライン化の内容と工程を end-to-end で検討するため、行政機関等のリソースだけで考えず、民間企業と共創して業務改革・システム改修を進めること。例えば、電子政府の総合窓口（e-Gov）の 2020 年秋の刷新に当たっては、総務省において、弊社を含むユーザ企業や業務ソフトベンダとともに仕様を検討する	
--	--	--

	など、形式よりも実質的な対話を重視し、民間からの意見を積極的に取り入れていただいた。このような方法で行政手続のオンライン化を進めれば、社会的なコストが少なく、より意味のあるオンライン化が進められると考える。	
4	1 新法第6条第6項及び新法第7条第5項について そもそも、本法令においては、「デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する」ことを含めたデジタル化の基本原則を定めるものである。そうすると、所管官庁においても、簡単には例外処理を行い書面での手続を残すことができない政省令の整備は不適切である。特に規定案は、所管官庁の判断によって、対面本人確認や原本書面の確認が必要と認めることでデジタル化の例外とすることが出来るものであるから、例外の拡大に対して抑止力を強化するための対応が必要と考える。 具体的には、 ・例外となり得るやむを得ない事例をガイドライン等で具体的に列挙する (この列挙内容も、真に合理的な場合にのみ限定される必要がある) ・行政機関等が例外に該当すると判断した場合には、その根拠として、上記の事例に該当することの説明義務を負う ・上記の説明は、民間議員を含むメンバーで構成される場において、十分な議論を尽くすことによって為されるものとする	新法第6条第6項に規定する申請等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合については、新法の規定における例示に沿って、申請者等の属性等から特に対面での追加的な確認が必要である場合や、膨大な図面などをスキャンしてデータで申請させることでかえって利用者の利便性を損なう場合など、手続の趣旨・目的から見て真にオンライン化になじまないと行政機関等が認める場合に限定することとしています（新法第7条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合についても同様）。 その他の御意見も含め、デジタル手続法や、同法に基づく情報システム整備計画を含む新たなデジタル・ガバメント実行計画に基づき、行政手続のオンライン化原則が各府省において可能な限り実現されるよう、今後の検討を行う上で、参考とさせていただきます。

	また、例外に該当する事由は時の経過（当該手続に関する環境や他省庁との共通システムも含めたシステム整備状況の変化等）によって変わりうるものと考えられるため、一度例外に該当すると判断したものについても、定期的に棚卸しと再検討を行う制度設計とするべきである。 このプロセスは、手続毎のデジタル化の詳細な線表（期限と責任部署の明記）を元に行われ、国民に対してオープンなものとし、省庁の中に閉じないことが重要であると考ええる。 そもそも、行政手続のデジタル化に際しては、現状の行政手続の網羅的な棚卸しが重要である。単に手続を列挙するのではなく、それぞれの手続を（書式・様式ではなく）標準化されたデータの集合として定義し直すことで、既に所管官庁で保有している情報との重複や、他省庁で保有している情報との重複が発見され、バックヤード連携の推進につなげることが出来る。単なる例外管理ではなく、上記の視点を持って、所管官庁に閉じずに国民にとって意義のある手続コスト削減や利便性向上をゴールに設定して議論をすすめることが必要である。 2 具体的なデジタル化の手続の内容について デジタル化にあたっては、利用者の利便性向上が、全体としてのデジタル手続利用増加と、これによる行政効率増加、行政へのデータ蓄積、費用削減のためにも非常に重要となる。この視点
--	---

	で考えた場合に、形式的にデジタル化を実施するだけでなく、使いやすいインターフェースを備えているか、また相互運用性ないし拡張性が確保できているかといった観点は不断の見直しが必要である。 そして具体的な手続の内容としても、一旦 ID・パスワード等を主として採用することとしても、今後の技術・ビジネスの進展を踏まえ、生体認証、ID 連携等の手法により実施できる余地を十分に確保できる政省令及びガイドライン等の整備が必須と考える。	
5	1. デジタル化を阻害する対面原則、書面原則、押印原則、印紙原則及び書式・様式原則の完全撤廃によるデジタル完結の徹底。 2. 各行政機関での個別判断でデジタルファーストの例外を安易に認めうる規定の文言の全部削除。 3. 上記 1.の達成状況を行政機関ごとに公表し、政府の強力なリーダーシップで完全達成に向けて進捗管理する仕組みの法定化。 4. デジタル手続き法の趣旨を踏まえ、法令に基づく民間手続きについてもデジタル完結を徹底させるべく、各行政機関が所掌する当該法令をもれなく改正。 5. デジタル完結の方法は、技術の最新動向や民間事業者の創意工夫を生かしたものとすること。その他、行政手続きの B P R を実施することや利便性向上のために A P I 開放等を行うこと。	御意見については、デジタル手続法や、同法に基づく情報システム整備計画を含む新たなデジタル・ガバメント実行計画に基づき、行政サービスのデジタル化や法令に基づく民間手続きのデジタル化を今後推進する上で、参考とさせていただきます。
6	環境省の所管事業領域である、廃棄物	いただいた御意見は今回の意見公募

	処理（輸出入含む）について、事業者に法人番号の提出を行わせていない状況がよく見られるのであるが、それは非常に不適切な事である。 情報通信技術の活用においては、法人番号の利活用が適切になされると、行政や市民活動の効率が向上するのでもあるが、今後は積極的に法人番号の利活用に努めるよう意識していただきたい	の対象ではございませんが、今後の参考といたします。
--	--	----------------------------------